

分野	11	産み育てる環境
施策	113	子育てにかかる経済的負担の軽減
<b>5年後の目標</b>		子どもの健康や成長、教育にかかる、家庭の経済的負担が軽減している。

概要								
P (概要)	実施計画名称(予算事業名称)		予算科目			決算額(円)	担当課	
	子育て支援医療費助成事業		会計	款	項	目	149,247,940	医療年金課
			一般	3	2	1		
事業の概要								
保護者の経済的負担を軽減し、子どもの健康保持・増進を図るため、幼児や児童の現行の子育て支援医療費の助成を継続します。								

平成28年度の取組							
D (取組)	指標	子育て支援医療費助成制度の維持				単位	—
	現 状 (計画策定時)	年度	28	29	30	31	32
	制度維持	目標	制度維持	制度維持	制度維持	制度維持	制度維持
		実績	対象人員6,820人 【月平均】				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の周知には、広報紙やウェブサイトを通じて行い、また出生届や国保加入時など個別に案内することで周知効果を高めました。</li> <li>・郵送による市単独制度の受給者証交付により制度を確実に適用できるようになりました。</li> <li>・平成27年9月から府の子育て医療制度見直しにより、中学生外来分にも3000円/月を自己負担とする助成を実施し、小学校卒業までの外来についても市単独事業として200円/月を自己負担とする助成を実施しています。</li> </ul>							

施策の「5年後の目標」に対する評価				
平成28年度の達成状況				
C (評価)	評価指標	関連する評価指標	評価指標の傾向・トレンド	対応頁
		—	—	—
C (評価)	達成度合	A: 目標を達成又は上回って達成できた(目標の100%以上)	達成状況	・制度の維持を達成できました。
	課題等	・平成21年度の市実施の事業仕分けにより「国および府が実施が適当」との判断を受けましたが、市単独制度については他市町村との間で制度適用対象者に差があり、そのことで子育て世代への支援及び乳幼児・児童の健康増進への支障が懸念されます。		

目標達成に向けての次年度以降の対応	
方向性	対応策等
A (行動)	1: 計画通りに進めることが適当
	・引き続き、制度の維持に努めます。

分野	11	産み育てる環境
施策	113	子育てにかかる経済的負担の軽減
<b>5年後の目標</b>		子どもの健康や成長、教育にかかる、家庭の経済的負担が軽減している。

概要								
P (概要)	実施計画名称(予算事業名称)		予算科目			決算額(円)	担当課	
	<b>第3子以降の保育料等無償化</b>		会計	款	項	目	20,029,700 (私立幼稚園就園奨励費補助金第3子分13,509,500円、京都府第3子以降保育料無償化事業分6,520,200円)	こども福祉課 教育総務課
			一般	10	1	2		
事業の概要								
保育所や幼稚園に通う第3子以降の児童にかかる保護者への経済的負担を軽減し、安心して産み育てられる環境づくりを推進します。								

平成28年度の実績							
D (取組)	指標	就学前教育・保育施設を利用する第3子以降の児童数				単位	人
	現 状 (計画策定時)	年度	28	29	30	31	32
	290(平成27年度)	目標	前年度数値を下回らない	前年度数値を下回らない	前年度数値を下回らない	前年度数値を下回らない	前年度数値を下回らない
		実績	323				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立幼稚園に通う児童の保護者に対し、私立幼稚園就園奨励費補助金を交付しました。</li> <li>・京都府第3子以降保育料無償化事業により年齢制限を緩和し、私立幼稚園就園奨励費補助金の上乗せを行いました。</li> <li>・保育料算定段階において国の幼児教育無償化及び京都府第3子以降保育料無償化を適用し、多子世帯の経済的負担を軽減しました。</li> </ul>							

施策の「5年後の目標」に対する評価					
平成28年度の達成状況					
C (評価)	評価指標	関連する評価指標	評価指標の傾向・トレンド		対応頁
			—	—	
C (評価)	達成度合	A: 目標を達成又は上回って達成できた(目標の100%以上)	達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立幼稚園に通う児童の保護者に就園奨励費補助金を交付し、また、京都府第3子以降保育料無償化事業による就園奨励費補助金の上乗せを行うことで、子育て世帯の経済的負担の軽減しました。保育施設を利用する場合には、保育料算定段階で無償化を適用し、多子世帯の経済的負担を軽減しました。</li> </ul>	
	課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が実施する幼児教育無償化に向けた取り組みの推進に合わせ、本市においても就園奨励費補助金の拡充は段階的に実施していますが、市民税所得割額が77,101円以上の階層の世帯については多子計算にあたり年齢制限が残っている等、完全な無償化には至っていません。保育施設を利用する場合も同様で、年齢、所得等の制限があることから、全ての第3子以降の児童が無償化の対象とはなっていません。また、近年保育施設への入所が困難な状況が続いており、保育料無償化の対象であっても施設を利用できない場合があります。</li> </ul>			

目標達成に向けての次年度以降の対応	
A (行動)	対応策等
1: 計画通りに進めることが適当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の幼児教育段階的無償化の動向を見極めながら、第3子以降の保育料無償化を継続するとともに、その対象範囲を拡充します。また、制度対象者が施設を利用できない状況を改善するため、長岡京市子ども子育て支援事業計画に合わせ、施設整備を行います。</li> </ul>

分野	11	産み育てる環境
施策	113	子育てにかかる経済的負担の軽減
5年後の目標		子どもの健康や成長、教育にかかる、家庭の経済的負担が軽減している。

概要								
P (概要)	実施計画名称(予算事業名称)		予算科目			決算額(円)	担当課	
	認可外保育施設利用助成事業		会計	款	項	目	16,476,575	こども福祉課
			一般	3	2	1		
事業の概要								
子育て世帯の負担を軽減するため、認可保育施設に入所ができずに認可外保育施設を利用した世帯に対する助成の充実を図ります。								

平成28年度の取組							
D (取組)	指標	認可外施設利用助成制度の維持				単位	—
	現 状 (計画策定時)	年度	28	29	30	31	32
	制度維持	目標	制度維持	制度維持	制度維持	制度維持	制度維持
		実績	制度維持				
<p>・認可外保育施設が実施する保育を利用する児童の保護者に対し、市民税所得割額等に応じた利用助成を実施することで利用料の負担軽減を図り、児童の健全な育成を推進しました。平成28年度の利用児童116名に対し13,861,456円、第3子以降認可外保育施設利用助成金給付額は利用児童5名に対し2,573,135円でした。</p>						<p>平成28年度 認可外保育施設利用助成金のしおり 高岡市役所こども福祉課</p> <p>＜支給対象者＞ 次の全ての要件を満たしていることが必要です。          (1) 産後42日以内の子供を産み出したこと。          (2) 児童が2歳未満の子供であること。          (3) 児童が1歳未満の子供であること。保護者のいずれもが就労・学業・介護・育児等の理由により児童の保育が困難な状態にあり、かつ、認可外保育施設(事業所内保育所を除く)に1か月以上7日以上、月給が児童の保育を委託していること。          ※ 就労とは、1日5時間以上週4日以上勤務していること。          ※ 出産の機会、出産予定日前8週間以内と出産日後8週間以内を対象です。          ※ すでに認可外保育施設に入所されている方は対象外です。          ※ 支給対象期間：出産の日から、産後42日を経過した日の属する年度の終わりの日まで。          ※ 申請：申請期間のこども福祉課でお申し込みください。(領収書提出が必須です)。          (1) 2名未満の場合は申請書と併せて提出してください。          (2) 第1号様式のうち申請書と併せて提出する場合は申請書と併せて提出してください。          ※ 保護者がいづれかの就労証明書(第3号様式)を提出してください。</p>	

施策の「5年後の目標」に対する評価					
平成28年度の達成状況					
C (評価)	評価指標	関連する評価指標	評価指標の傾向・トレンド	対応頁	
	達成度合	A: 目標を達成又は上回って達成できた(目標の100%以上)	達成状況	・認可外保育施設利用助成及び第3子以降認可外保育施設利用助成を行いました。	—
	課題等	・認可外保育施設においても、保育士不足、施設整備等の関係から、時期、児童の年齢等によって利用希望者を受け入れきれない場合があります。			

目標達成に向けての次年度以降の対応	
方向性	対応策等
A (行動)	<p>3: 規模・内容又は実施主体の見直し検討</p> <p>・待機児童を解消するため、計画的に保育施設の整備を推進していますが、年々高まる保育ニーズに対応する受入体制が整うまでの間の時間的措置として、認可外保育施設を利用した場合に、認可保育施設と概ね同等の利用料となるよう、平成28年度から対象年齢と助成額の拡充を行いました。平成30年度以降も、更に施設整備を推進するとともに、引き続き制度を維持します。</p>